

青森県報

号外第二十四号

平成十五年三月二十八日(金曜日)

目 次

規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(環境政策課)	一
青森県酪農振興センター規則の一部を改正する規則	(畜産課)	一
青森県河川法施行細則の一部を改正する規則	(河川砂防課)	二
青森空港条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾空港課)	二
教育委員会		
青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則及び青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	(職員福利課)	二
青森県立郷土館規則の一部を改正する規則	(文化課)	三
公安委員会		
委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則	(交通企画課)	四
青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則	(企画課)	五
交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	六
指定講習機関の指定	(運転免許課)	七

規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十九号

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則(平成十二年六月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号イ中「第十条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号ホ中「鳥獣保護及び狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項」に、「設定された」を「指定された」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項第三号ホの改正規定は、同月十六日から施行する。

青森県酪農振興センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十号

青森県酪農振興センター規則の一部を改正する規則

青森県酪農振興センター規則（昭和四十四年三月青森県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「淵」を削り、「榊」を「榊」に改め、同様式の裏を削る。

第二号様式中「榊」を「榊」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の青森県酪農振興センター規則の規定により提出され、又は交付されている書類は、改正後の青森県酪農振興センター規則の相当規定により提出され、又は交付された書類とみなす。

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十一号

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則

青森県河川法施行細則（昭和四十年四月青森県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十三条」を「第十二条」に改める。

別表中「第十八条第一項第六号」の下に「及び第六号の二」を加える。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十二号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び青森空港と本邦外の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機」を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則及び青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則及び青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

（青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正）

第一条 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「班」を「グループ」に改め、同条第一項を次のように改める。

第三条 教育庁に教育政策課、職員福利課、学校施設課、義務教育課、県立学校課、生涯学習課、スポーツ健康課及び文化財保護課を置き、課の所掌事務を分掌させるため、それぞれの課にグループを置く。

第三条第三項を削る。

第五条第十六号の次に次の一号を加える。

十七 教育長が定める各課に共通する事務の処理に関すること。

第九条の二十四号中「県総合運動公園（運動施設区域に限る。）」を「新県総合運動公園（特定公園施設に係るものに限る。）及び県総合運動公園（運動施設区域に限る。）」に改める。

第十三条の見出し中「班及び」を削り、同条中「班及び」及び「班又は」を削る。
第十四条第二項中「学校施設課」の下に「生涯学習課」を加え、「県立学校課、生涯学習課」を「県立学校課」に改める。

第十五条の見出しを「（理事及び参事）」に改め、同条第一項中「参事、総括副参事及び副参事」を「及び参事」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条を第十五条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（スポーツ振興局長）

第十五条 教育庁にスポーツ振興局長を置く。

2 スポーツ振興局長は、スポーツの振興に関する重要な事項を総括整理する。

第十六条第一項中「第十七条」を「第十六条の三、第十六条の五、第十八条」に改める。

第十七条を削り、第十六条の二を第十七条とし、第十八条の二を第十六条の二とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二の次に次の一条を加える。

（総括副参事）

第十六条の三 課に必要な応じ副参事を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事項に関する企画、調査及び立案に参画する。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

（副参事）

第十六条の五 課に必要な応じ副参事を置く。

2 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に参画する。

第十八条を次のように改める。

（専門職）

第十八条 課及び教育事務所に法令に定めがある職を置くほか、必要に応じ総括主任指導主事、総括主任社会教育主事、主任指導主事及び主任社会教育主事を置く。

2 総括主任指導主事は、学校教育に関する特に命ぜられた重要な専門的事項の指導に関する事務に従事する。

3 総括主任社会教育主事は、社会教育に関する特に命ぜられた重要な専門的技術

的な助言及び指導に関する事務に従事する。

4 主任指導主事は、学校教育に関する重要な専門的事項の指導に関する事務に従事する。

5 主任社会教育主事は、社会教育に関する重要な専門的技術的な助言及び指導に関する事務に従事する。

第十九条の見出しを削り、同条第一項中「法令に特別の定めのある」を「前条に規定する」に、「別表第一」を「必要に応じ別表第一」に改め、「教育事務所」を削る。

第二十一条中「前条まで」を「第十七条まで並びに第十九条及び第二十条」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 第十八条第一項に規定する総括主任指導主事及び主任指導主事は指導主事を、総括主任社会教育主事及び主任社会教育主事は社会教育主事をもって充てる。

第二十二条第一項中「前三条」を「前五条」に改める。

別表第一 学校施設課の部、義務教育課の部、県立学校課の部、スポーツ健康課の部、スポーツ振興推進監の項及び教育事務所の部を削る。

別表第三 社会体育指導員の項、嘱託の項、主任技能技師の項及び主任技能主事の項を削る。

（青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正）

第二条 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「事務局の理事」を「事務局のスポーツ振興局長、理事」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県立郷土館規則の一部を改正する規則

青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第四項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、第十六項及び第十七項を削り、第十八項を第十五項とし、第十九項を第十六項とする。

第八条第一項各号を次のように改める。

一 月曜日 ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日相当たる場合は、その翌日とする。

二 年末年始 十二月二十九日から一月三日まで

三 館内整理日 郷土館資料の整理及び保存処理に要する日として年間十日以内

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

公安委員会

委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

青森県公安委員会規則第三号

委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

委託講習の実施に関する規則（昭和四十九年四月青森県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表一中

三 受講対象者

法第七十四条の二第五項の規定により公安委員会に選任届出された安全運転管理者等とする。

三 受講対象者

法第七十四条の二第五項の規定により公安委員会に選任届出された安全運転管理者等及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「運転代行業法」という。）第五条第一項又は第八条第一項の規定により公安委員会に選任申請又は届出された安全運転管理者等とする。

六 講習の通知

法第七十四条の二第八項の規定により公安委員会が行う自動車の使用者に対する講習の通知は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「施行規則」という。）第三十八条第十四項に定める安全運転管理者、副安全運転管理者講習通知書（施行規則別記様式第二十二の九）により、講習日のおおむね二十日前に通知（到着）するよう行うこと。

六 講習の通知

法第七十四条の二第八項又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十四条の二第八項の規定により公安委員会が行う自動車の使用者又は自動車運転代行業者に対する講習の通知は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「施行規則」という。）第三十八条第十五項に定める安全運転管理者、副安全運転管理者講習通知書（施行規則別記様式第二十二の九）により、講習日のおおむね二十日前に通知（到着）するよう行うこと。

九 未受講者に対する講習（追加講習）の実施

前記六に掲げる講習通知を受けて受講しない安全運転管理者等が属する事業所の自動車の使用者に対して、後日改めて講習の通知を行い、受講させるよう努めること。

九 未受講者に対する講習(追加講習)の実施

前記六に掲げる講習通知を受けて受講しない安全運転管理者等が属する事業所の自動車の使用者又は自動車運転代行業者に対して、後日改めて講習の通知を行い、受講させるよう努めること。

に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 貞

青森県公安委員会規則第四号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則(昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

青 森 県 警 察 職 員 定 員 表

区分 本部、署名	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	小 計	一 般 職 員	合 計
県 警 察 本 部	59	98	207	90	158	612	257	869
青 森 警 察 署	4	9	78	111	115	317	18	335
浪 岡 警 察 署	1	4	10	12	5	32	4	36
蟹 田 警 察 署	1	3	11	6	5	26	4	30
大 間 警 察 署	1	2	7	4	6	20	3	23
む つ 警 察 署	2	5	17	24	27	75	7	82
野 辺 地 警 察 署	1	7	15	21	11	55	4	59
弘 前 警 察 署	5	8	62	78	67	220	16	236
鱒 ヶ 沢 警 察 署	1	5	10	14	7	37	4	41
木 造 警 察 署	1	4	12	15	8	40	4	44
金 木 警 察 署	1	4	10	13	7	35	4	39
五 所 川 原 警 察 署	2	5	17	30	23	77	8	85
板 柳 警 察 署	1	2	5	8	6	22	4	26
黒 石 警 察 署	2	5	16	31	19	73	7	80
大 鰐 警 察 署	1	3	9	7	5	25	4	29
八 戸 警 察 署	4	8	62	91	106	271	23	294
三 戸 警 察 署	1	4	11	10	12	38	4	42
五 戸 警 察 署	1	2	8	6	7	24	4	28
十 和 田 警 察 署	2	5	19	29	29	84	7	91
七 戸 警 察 署	1	4	9	11	6	31	4	35
三 沢 警 察 署	2	5	18	23	23	71	9	80
合 計	94	192	613	634	652	2,185	399	2,584

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

青森県公安委員会規則第五号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一八戸警察署の項中「東交番」を「類家交番」に、

「一 城下交番 〓 八戸市沼館二丁目八番二号 〓
を

「一 沼館交番 〓 八戸市沼館二丁目八番二号 〓
に改める。

別表第二野辺地警察署の項中

「一 上北郡東北町字往来の下四二番地五 〓
を

「一 上北郡東北町字往来ノ下四二番地五 〓
に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八八条の四第一項の規定により次のとおり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年三月二十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 マルエス自工株式会社八戸モータースクール

2 住所 八戸市石堂四丁目七番三二号

3 代表者の氏名 新戸部八州男

二 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

1 事務所の名称 八戸モータースクール

2 事務所の所在地 八戸市石堂四丁目七番三二号

三 特定講習の種類 取消処分者講習

四 指定を行った年月日 平成十五年三月十九日

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭